

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・保安林の指定の予定	林 政 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項の届出	商 務 金 融 課
・土地改良区の役員の就退任の届出	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就任の届出	〃
・落札者等	物 品 管 理 室
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課
◎ 雑 報	
・平成28年度長崎県市町村職員共済組合の決算	市 町 村 課

告 示

長崎県告示第522号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成29年7月11日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
南松浦郡新上五島町七目郷字宮ノ下95（次の図に示す部分に限る。）、94の5、107の1、108、字栗林214の12
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成29年7月11日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウステンボス

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1 外62筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ハウステンボス株式会社 代表取締役 澤田 秀雄

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

株式会社ワキノファクトリー	午後3時から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
有限会社miki.Japan	午前6時から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前9時から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
株式会社琴花園	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
株式会社セブンシスターズ	午前6時から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
有限会社クエッション	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
株式会社柿右衛門窯	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
有限会社アルデバラン	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
セイホウ株式会社	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
有限会社ノーブル	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
村井幸枝	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
株式会社エイムズ	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
志田真珠有限会社	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
ハウステンボス株式会社	午前6時から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前9時から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前10時から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前10時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
株式会社ユーハイム	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
株式会社九十九島グループ	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
株式会社フォーカート	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
小路谷写真株式会社	午前9時から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
株式会社丸善通商	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
有限会社木村薬局	午前9時から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
雪印乳業株式会社	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし
チョコレートハウス株式会社	午前9時30分から午後10時	但し12月31日に限り閉店時刻なし

弥永樹海 午前9時30分から午後10時 但し12月31日に限り閉店時刻なし
 H T B 熱供給株式会社 午前9時から午後10時 但し12月31日に限り閉店時刻なし
 (変更後)

開店時刻 午前9時 ホテル内(3棟)のみ午前6時
 閉店時刻 午前0時 但し12月31日に限り閉店時刻なし

(4) 変更の年月日
 平成29年6月15日

2 届出年月日
 平成29年6月14日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間
 公告の日から4週間

(2) 縦覧場所
 長崎県産業労働部商務金融課、長崎県県北振興局商工水産部商工労政課及び佐世保市観光商工部商工物産課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部商務金融課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、正久寺長田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

平成29年7月11日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松田 正幸	諫早市正久寺町 369 番地	松田 正幸	諫早市正久寺町 369 番地
毎熊 弘秋	諫早市長田町 188 番地 1	谷 一浩	諫早市正久寺町 918 番地
小川 哲也	諫早市小船越町 1 番地 16	毎熊 弘秋	諫早市長田町 188 番地 1
谷 一浩	諫早市正久寺町 918 番地	小川 哲也	諫早市小船越町 1 番地 16
緒方 和久	諫早市正久寺町 548 番地 1	緒方 和久	諫早市正久寺町 548 番地 1
寺側 重信	諫早市正久寺町 326 番地	寺側 重信	諫早市正久寺町 326 番地
中村 昭広	諫早市長田町 153 番地	中村 昭広	諫早市長田町 153 番地
丸上 敏澄	諫早市長田町 152 番地 1	丸上 敏澄	諫早市長田町 152 番地 1
山口 喜信	諫早市長田町 2227 番地	山口 喜信	諫早市長田町 2227 番地
寄辺 克司	諫早市正久寺町 456 番地 2	寄辺 克司	諫早市正久寺町 456 番地 2
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山崎 英治	諫早市正久寺町 473 番地	山崎 英治	諫早市正久寺町 473 番地
梅田 忠直	諫早市長田町 1748 番地 7	梅田 忠直	諫早市長田町 1748 番地 7

土地改良区の役員の就任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宮田土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

平成29年7月11日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
小川 清美	雲仙市国見町土黒己 1225 番地
佐々木 肇	雲仙市国見町土黒己 1261 番地 1
西川 均	雲仙市国見町土黒己 1235 番地
森本 稔広	雲仙市国見町土黒己 1259 番地
原田 克己	雲仙市国見町土黒己 367 番地
早稲田 優	雲仙市国見町土黒己 310 番地 3
大川 一正	雲仙市国見町土黒己 18 番地 1
織田 益実	雲仙市国見町土黒己 37 番地
林田康一郎	雲仙市国見町土黒戊 352 番地
梅木 勉	雲仙市国見町土黒戊 532 番地 1
就 任 役 員 監 事	
宮原 眞一	雲仙市国見町土黒己 358 番地乙
篠崎 一喜	雲仙市国見町土黒己 1301 番地

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

平成29年7月11日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

- ① 29入札第33号 教育 I C T化システム機器<高校用>（長崎・西海地区）
電子黒板機能付プロジェクター 51台
書画カメラ 51台
マグネットスクリーン 51枚
- ② 29入札第34号 教育 I C T化システム機器<高校用>（県北地区）
電子黒板機能付プロジェクター 51台
書画カメラ 51台
マグネットスクリーン 51枚
- ③ 29入札第35号 教育 I C T化システム機器<高校用>（島原地区）
電子黒板機能付プロジェクター 20台
書画カメラ 20台
マグネットスクリーン 20枚
- ④ 29入札第36号 教育 I C T化システム機器<高校用>（諫早・大村地区）
電子黒板機能付プロジェクター 37台
書画カメラ 37台
マグネットスクリーン 37枚
- ⑤ 29入札第37号 教育 I C T化システム機器<高校用>（五島地区）
電子黒板機能付プロジェクター 14台
書画カメラ 14台
マグネットスクリーン 14枚
- ⑥ 29入札第38号 教育 I C T化システム機器<高校用>（壱岐地区）
電子黒板機能付プロジェクター 7台
書画カメラ 7台
マグネットスクリーン 7枚
- ⑦ 29入札第39号 教育 I C T化システム機器<高校用>（対馬地区）
電子黒板機能付プロジェクター 6台

- 書画カメラ 6台
マグネットスクリーン 6枚
- ⑧ 29入札第40号 教育ICT化システム機器<特別支援学校等用> (長崎・西海地区)
モニター一体型電子黒板 2台
実物投影機(書画カメラ) 2台
タブレットパソコン 24台
無線LANアクセスポイント 6台
保管庫 1台
- ⑨ 29入札第41号 教育ICT化システム機器<特別支援学校等用> (県北地区)
モニター一体型電子黒板 6台
実物投影機(書画カメラ) 6台
タブレットパソコン 37台
無線LANアクセスポイント 12台
保管庫 3台
- ⑩ 29入札第42号 教育ICT化システム機器<特別支援学校等用> (諫早・大村地区)
モニター一体型電子黒板 11台
実物投影機(書画カメラ) 11台
タブレットパソコン 41台
無線LANアクセスポイント 24台
保管庫 4台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市江戸町2-13 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年6月30日
- 6 落札者
- ① 長崎市恵美須町4-5
NBC情報システム(株) 代表取締役 中部省三
- ② 長崎市万才町3-5
富士ゼロックス長崎(株) 営業部 営業統括部長 馬場賢二
- ③ 長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 一瀬勝範
- ④ 長崎市文京町7-22 1階
三和通信長崎(株) 代表取締役 鶴殿耕二
- ⑤ 五島市籠淵町2126-1
(有)精光社 代表取締役 坂谷義男
- ⑥ 長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 一瀬勝範
- ⑦ 長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 一瀬勝範
- ⑧ 長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 一瀬勝範
- ⑨ 長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 一瀬勝範
- ⑩ 長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 一瀬勝範

7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）

- ① 21,535,200円
- ② 21,823,776円
- ③ 8,324,640円
- ④ 15,857,424円
- ⑤ 5,832,324円
- ⑥ 2,939,004円
- ⑦ 2,522,772円
- ⑧ 2,925,288円
- ⑨ 6,196,392円
- ⑩ 9,488,664円

8 入札公告日

平成29年5月19日

9 落札方式

最低価格

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

平成29年7月11日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

富士ゼロックス複合機用トナーカートリッジ外の単価契約（内訳は別表のとおり）

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

住所 〒850-8548 長崎県長崎市万才町4番8号

3 調達方法

購入

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

平成29年6月29日

6 落札者の氏名及び所在地

長崎市田中町585番地5

扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 一瀬 勝範

7 落札価格

別表のとおり（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日

平成29年5月16日

9 落札方式

最低価格

別表

品 名 及 び 数 量	単 価	予定数量
トナーカートリッジ（黒） CT201360	28,980円	190本
トナーカートリッジ（青） CT201361	21,000円	80本
トナーカートリッジ（赤） CT201362	21,000円	100本
トナーカートリッジ（黄） CT201363	21,000円	120本
ドラムカートリッジ CT350850	61,200円	70本
回収ボトル CWAA0729	1,900円	270本
ドラムカートリッジ CT350871	18,900円	810本

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年7月11日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時
平成29年10月14日（土）午前10時から午後6時までの間
 - (2) 場所
長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場
 - (3) 検定予定人員
20人
- 3 受検資格
受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 長崎県内に住所を有する者
 - (2) 長崎県内の営業所に属する警備員
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (3) 検定の方法
検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
平成29年7月18日(火)から同月27日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

- ※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。
- 検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- (2) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

- (ア) 申請者の住所地为管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地为疎明する書面 1通
- (イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
- a 申請者の住所地为管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地为疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
- b 申請者の住所地为管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地为疎明する書面 1通
- エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- 6 検定手数料の納付
検定申請時に検定手数料14,000円を長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、手数料は返還しない。
- 7 合格発表
本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。
- 8 問合せ先
- (1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- (2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3191）

雑 報

長崎県市町村職員共済組合公告

長崎県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年7月11日

長崎県市町村職員共済組合
理事長 吉田 義徳

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付	財 形
収	負 担 金	4,896,344	11,579,568	634,067	148,591		163,221	133,220			
	掛 金	4,784,951		634,061				129,099			
	組 合 員 保 険 料		7,379,782								
	調 整 交 付 金	86,778									
	特 別 調 整 交 付 金	89,940									
	高 額 医 療 交 付 金	95,592									
	育 児 ・ 介 護 休 業 手 当 金 交 付 金	262,712									
	補 助 金	42,718									
	保 険 手 数 料							11,077			
	組 合 員 貸 付 金 利 息									94,344	
	連 合 会 交 付 金						76,623			422	
	利 息 及 び 配 当 金	88				47,647	242	4,815	170,612	1	1
	そ の 他 収 入	9,409					23	414	8,851		
他 経 理 よ り 繰 入 金						28,789					
前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	684,329										
入 計	10,952,861	18,959,350	1,268,128	148,591	47,647	268,898	278,625	179,463	94,767	1	
支	給 付	4,322,148									
	役 職 員 給 与						98,911	25,382	11,877	5,228	
	厚 生 費						84	253,421	14	4	
	特 定 健 康 診 査 等 費							18,846			
	旅 費 ・ 事 務 費						18,675	3,240	1,519	878	
	委 託 費						4,132	580	107	107	
	負 担 金						30,385	6,847	1,847	1,585	
	支 払 利 息					47,647			80,283	47,600	
	連 合 会 分 担 金						10,587	3,684			
	事 務 費 負 担 金 払 込 金						69,644				
	連 合 会 払 込 金	113,053								4,386	
	負 担 金 払 込 金		11,579,568	634,067	148,591						
	掛 金 払 込 金			634,061							
	組 合 員 保 険 料 払 込 金		7,379,782								
	連 合 会 拠 出 金	404,727									
	老 人 保 健 拠 出 金	47									
	退 職 者 給 付 拠 出 金	108,689									
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,575,647									
	後 期 高 齢 者 支 援 金	1,711,512									
	病 床 転 換 支 援 金	10									
	介 護 納 付 金	754,506									
	一 部 負 担 金 払 戻 金	49,128									
	減 価 償 却 費						7,912	3,746			
特 別 修 繕 引 当 金 繰 入						2,000	1,000				
そ の 他 支 出	6,356					11,080	2,398	352	1,040		
他 経 理 へ 繰 入 金	28,789										
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	684,761										
出 計	10,759,373	18,959,350	1,268,128	148,591	47,647	253,410	319,144	95,999	60,828	0	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	193,488	0	0	0	0	15,488	△ 40,519	83,464	33,939	1	

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資 流 動 資 産	1,139,036	36,019	297	4	87,406	407,052	963,317	3,604,394	53,826	2,662
資 産 固 定 資 産					1,704,000	303,786	451,362	10,392,670	3,263,036	
資 産 合 計	1,139,036	36,019	297	4	1,791,406	710,838	1,414,679	13,997,064	3,316,862	2,662
負 流 動 負 債	447,733	36,019	297	4		2,850	58,796	12,746,230	21	
負 産 固 定 負 債	684,761				1,791,406	65,666	37,354	8,033	1,755,336	
負 債 合 計	1,132,494	36,019	297	4	1,791,406	68,516	96,150	12,754,263	1,755,357	0
純 資 本 剰 余 金							157,101			
資 利 益 剰 余 金 又 は 欠 損 金 (△)	6,542					642,322	1,161,428	1,242,801	1,561,505	2,662
資 産 純 資 産 合 計	6,542	0	0	0	0	642,322	1,318,529	1,242,801	1,561,505	2,662
負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,139,036	36,019	297	4	1,791,406	710,838	1,414,679	13,997,064	3,316,862	2,662

発行者
長 崎 県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通 (八二四) 一一一一
(八九五) 二二一六

印刷所
印刷人
長崎市田中町四二一

川口印刷株式会社
川口 福太郎